


次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます。

<コラム>

2023年6月施行 消費者契約法の改正

注1

事業者の義務が重くなっています！

契約の取消権追加
解約料説明の努力義務
免責の範囲が不明確な条項の無効
事業者の努力義務の拡充



注2



注3



注4



注5

※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2685 担当 砂山 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。

消費者保護の観点・概念 ※注1

消費者が事業者と契約するとき、両者の間には持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。このような状況を踏まえて消費者の利益を守るため、平成13年4月1日に消費者契約法が施行されました。同法は、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定しています。

現行法（消費者契約に関する民事ルール等を規定する民法の特別法）

【契約の取消権】 不当な勧誘行為があった場合に契約（意思表示）を取り消すことができる権利
不実告知、不利益事実の不告知

不退去、退去妨害、不安をあおる告知、契約締結前の義務実施 等

【無効となる契約条項】

故意・重過失の賠償責任の全部又は一部免責、軽過失の賠償責任の全部免責
平均的な損害の額を超える解約料 等

【事業者の努力義務】

（契約締結について勧誘をするに際し）消費者の知識・経験を考慮した情報提供 等

【適格消費者団体による差止請求】 適格消費者団体（認定された消費者団体）が契約の取消権の対象となる勧誘行為や無効となる契約条項の停止を請求できる

改正事項

契約の取消権を追加 ※注2

- ・勧誘をすることを告げずに、退去困難な場所へ同行し勧誘
- ・威圧する言動を交え、相談の連絡を妨害
- ・契約前に目的物の現状を変更し、現状回復を著しく困難に

解約料の説明の努力義務 ※注3

- ・消費者に対し算定根拠の概要 第9条第2項
- ・適格消費者団体に対し算定根拠（営業秘密を除く） 第12条の4

免責の範囲が不明確な条項の無効 ※注4

- ・賠償責任を困難にする不明確な一部免責条項（軽過失による行為のみに適用されることを明らかにしていないもの）は無効

事業者の努力義務の拡充 ※注5

- ・契約締結時だけでなく解約時に努力義務を導入 第3条第1項第4号等
→解除権行使に必要な情報提供、解約料の算定根拠の概要説明
- ・勧誘時の情報提供 第3条第1項第2号
→消費者の知識・経験に加え、年齢・心身の状態も総合的に考慮した情報提供（知ることができたものに限り）
- ・定型約款の表示請求権に関する情報提供 第3条第1項第3号
- ・適格消費者団体の要請に対応 第12条の3から5
→不当条項を含む契約条項・差止請求に係る講じた措置の開示要請、解約料の算定根拠の説明要請に応じる努力義務